

江 渕 勉 様

基山町長 小 森 純 一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

専門的知識、ノウハウ、技術等を持つ方を、あらかじめ登録していただき、ボランティアによるアドバイザーとして活用し、必要に応じ臨時職員や嘱託職員という身分で、雇用できる制度を検討します。

2. 取扱いの理由

専門的知識等を持つ方にボランティアという立場で、行政へのアドバイスやサポートをしていただくという提案について、町としても採用を検討します。

さらに、専門知識のみの提供に加えノウハウ、専門技術が活用でき、実動のある職員という形で採用できれば、効果がさらに高まると考えますので、専門知識等を持つ方をあらかじめ登録いただき、臨時職員等という身分で必要に応じ採用する制度についても導入に向け検討していきます。

3. その他

来年度からの雇用に間に合うように、本年度中に登録制度を検討します。